本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

- 一 控訴人は「原判決を取消す。被控訴人が兵庫県地方労働委員会昭和五二年 (不)第六号不当労働行為救済申立事件について、昭和五三年二月一〇日付でなし た不当労働行為救済命令はこれを取消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負 担とする。」との判決を求め、被控訴人及びその補助参加人は主文同旨の判決を求めた。
- 二 当事者双方の主張及び証拠関係は、次のとおり付加するほか、原判決の事実摘示と同じである(ただし、原判決三枚目表四行目の「五月一六日」を「五月二六日」と、同四枚目表一一行目及び同表一二行目の各「斗争」をいずれも「闘争」と、同表一二行目の「一貫として」を「一環として」と、同五枚目表七行目の「昭和五一年」を「昭和五二年」と、同七枚目裏九行目の「相異し」を「相違し」と、それぞれ改める。)から、これを引用する。 (控訴人の主張)
- 論拠にはなりえない。 2 団体交渉の委任は組合大会の決議を要するとの控訴人の主張(原判決事実第 二、四6の主張)は、委任の有効要件として主張しているのであるから、控訴人が 当時右の決議を欠くとの事実を認識していなかつたとか、組合内部のことがらであ るとかの理由で右の主張を排斥することはできない。
- るとかの理由で右の主張を排斥することはできない。 3 本件団体交渉の主たる交渉事項であるAの解雇については、原審(原判決事実 第二、四7)で主張したとおり、すでに地位保全の仮処分決定があつたが、その その本案訴訟についても第一審判決(同人の地位を確認し給与の支払を命じたが、 不当労働行為性は認められなかつた。)があり、同事件は現在大阪高等裁判所第五 民事部に係属中である。控訴人は、かねて右の解雇問題は医療問題であつて労働問題ではなく、したがつて団体交渉で解決される事案ではないと考えていたが、右第 一審判決が不当労働行為性を否定したことは控訴人の右の判断を裏づけるものであり、本件 あ。したがつて、右の解雇問題は右の訴訟の中で解決されるべきものであり、本件 救済命令の救済利益はますます乏しいというべきである。

(被控訴人補助参加人の主張)

- 1 労働組合法六条は、法文上「労働組合の委任を受けた者」を自然人に限つていないことは明らかであるうえ、法人が労働組合から交渉権限の委任を受けた場合、その法人内部において交渉担当者を決めてその者が団体交渉に出席し、委任者である右の労働組合のために交渉することは法的に何ら問題のあることではないから、控訴人の前記1の主張は理由がない。
- 2 控訴人が前記2で主張する団体交渉の委任の手続に関する事項は、組合内部の 問題であり、使用者である控訴人側から主張しうる筋合のものではない。
- 3 控訴人が前記3で主張する地位確認の本案訴訟で解雇の不当労働行為性が認められなかつたのは、早期結審の目的のため不当労働行為性に関する立証を尽くさなかつた結果にすぎないし、解雇を含む組合員の労働条件に関する問題が団体交渉事項であることは明らかであるから、本件救済命令の救済利益が失われたということ

はできない。
(証拠関係) (省略)

理 由

一 当裁判所も、控訴人の本訴請求は失当として棄却すべきものと判断するが、その理由は、次のとおり訂正・付加するほか、原判決の理由説示と同じであるから、これを引用する。

1 原判決一八枚目裏八行目の「証人Bの証言」を「原審証人B、当審証人Cの各証言」と、同事に上行目の「証人Bの証言」を「申したうえ」を「申したうえ」を「申したうえ」を「申したうえ」を「申したったので、」では、同裏に行目の「申した。」では、「申したので、」を、「申したのである法人」を「申した。」では、「中した。」では、「中した。」では、「中心である法人」を「同し、「中心である」が、「中心である。に、」では、「中心である。に、」の次に、「中心である。に、」の次に、「中心では、「中心は、「中心では、「中心では、「中心では、「中心では、「中心では、「中心では、「中心では、「中心では、「中心では、「中心では、「い

との控訴人の前記非難は当らない。」を加える。 2 原判決二三枚目表二行目の「明白であり」を「優に推認でき」と、同表九行目の「証人Bの証言」を「前掲証人B、同Cの各証言」とそれぞれ改め、同表一〇行目及び同一二行目の各「供述」の次にいずれも「記載」を加え、同二五枚目表三行目の「係属しているとしても」を「係属しその第一審判決があつたとしても」と改める。

二 よつて、控訴人の本訴請求を棄却した原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 唐松寛 奥輝雄 鳥越健治)